

安城七夕まつり公募トライアル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安城七夕まつり協賛会（以下「協賛会」）が安城七夕まつり公募トライアル事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものです。安城七夕まつりの主たる目的である観光につながる事業の促進と、まつりのブランドイメージである「願いごと、日本一。」の認知度の向上を図るための新たな担い手づくりを目的としています。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものです。

- (1) 多くの来場者が見込まれる、または来場者のおもてなしにつながるものであること。
- (2) 熱中症対策の徹底等、参加者及び来場者の安全に配慮したものであること。
- (3) ステージを利用する事業は原則1時間以内とすること。ただし、出演者数や事業内容によっては、協賛会との協議により最大連続した2時間まで設定可能。
- (4) 事業の実施場所は別表1の範囲内とすること。
- (5) 対象となる事業に対し、安城市の他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (6) 物販を行う場合は協賛会が開催する出店委員会に出席すること。
- (7) 実施の時間帯及び会場については、協賛会が実施する事業や他の補助事業等との調整が必要な場合、協賛会の要請に応じること。

2 次のいずれかに該当するものは、補助対象事業となりません。

- (1) 政治及び宗教活動を目的とするもの
- (2) 公の秩序を乱すおそれのあるもの
- (3) その他協賛会長が適当でないと認めるもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、別表2のとおりです。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費として算出された金額に基づき、次の各号に掲げる区分に応じて交付します。いずれも、補助額は、50万円を上限とします。

- (1) 団体規約などを有し、団体の意思を決定、執行する組織が確立され、自ら経理を行う会計組織を有する法人、団体又は個人（入場料、物販等により事業実施

者が収入を得る場合を含む) が実施する事業 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額。

(2) 前号の規定にあてはまらない団体、個人等が実施する事業 補助対象経費に10分の10を乗じて得た額。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請する事業者は、2019年3月8日(金)までに、安城七夕まつり公募トライアル事業補助金交付申請書(様式第1)(以下「交付申請書」という。)に次の書類を添えて、申請してください。なお、同一の団体が複数の事業を行う場合は、事業ごとに申請が必要です。

- (1) 実施計画書(様式第2)
- (2) 収支予算書(様式第3)
- (3) 個人・団体概要書(様式第4)

(決定及び通知)

第6条 申請に対し、協賛会が審査を実施し、採否を決定します。

2 補助金の交付を決定したときは、安城七夕まつり公募トライアル事業補助金交付決定通知書(以下「交付決定通知書」)により、補助事業者に通知します。なお、交付の決定に際しては、条件を付することがあります。

(事業計画の変更等)

第7条 補助事業者が、補助金の交付の決定を受けた後、当該事業の計画を変更する場合(事業そのものを中止する場合を含む。)は、補助事業等計画変更申請書及び変更後の収支予算書を提出する必要があります。

2 協賛会は、計画の変更申請に対して、交付決定の内容や付随した条件に著しく異なる変更があると認めた場合、公募トライアル事業補助金変更決定通知書により、補助事業者に通知します。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、協賛会からの求めに応じて、報告する必要があります。

(実績報告及び交付請求)

第9条 事業完了後、2019年9月30日(月)までに、安城七夕まつり公募トライアル事業実績報告書(様式第5)及び補助金交付請求書(様式第7)に次の書類を添付し、協賛会へ提出してください。

- (1) 収支決算書（様式第6）
- (2) 契約書、請求書、領収書及び納品書等の支払関係書類の写し
- (3) 記録写真
- (4) 事業実施のために制作した広報啓発物等

（補助金の前払請求）

第10条 事業完了前に補助金の交付を受けなければ、事業の実施が困難となる場合、補助事業者は、補助金の前払請求を行うことができます。

2 前払請求を行う場合は、前払申請書に本人確認書類の写しを添付して協賛会に提出してください。

（交付決定の取消及び補助金等の返還）

第11条 補助事業が、次のいずれかに該当した場合、補助金の交付の決定を取り消すことがあります。

- (1) 申請の内容、事業の実施等において不正があったとき。
- (2) その他協賛会長が取消しに相当する事由があると認めた場合。

2 補助金の交付の決定を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を補助事業者へ求めることとなります。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協賛会長が別に定めます。

附 則

この要綱は、2019年2月1日から施行する。

別表1（事業の実施場所）

（1）ステージ

安城駅前ステージ
アンフォーレ室内ステージ
願いごと広場ステージ（アンフォーレ屋外）

（2）安城七夕まつり開催区域

J R安城駅前	他の事業との競合を避けること。（協賛会にて調整する場合があります）
名鉄南安城駅前	
安城七夕神社	
その他	商店街振興組合が事業を実施しているスペースや民間の店舗等を利用する場合、事業者自身が利用の許可を得るようにしてください。

別表2（補助対象経費）

	区分	補助対象経費
補助対象経費	設備費	・舞台・ステージ、音響、照明設置費等 ・運営用テント設置費等
	工事費	・仮設電源工事費等
	演出費	・タレント及びキャラクター出演料等
	広報費	・チラシ及びポスター製作費等 ・啓発素材製作費等
	通信運搬費	・はがき、切手及び宅配経費等
	清掃費	・清掃費等
	人件費	・警備員人件費、運営プロデューサー、司会者謝礼
	水道光熱費	・水道（下水道使用料含む）、電気及びガス使用料等
	事務費	・各種申請手数料 ・会議並びに説明会及び講習会用会議室使用料等
	保険料	・イベント傷害保険料、各種賠償責任保険料等
	賃借料	・イベント用備品・設備等賃借料
	消耗品費	・イベント運営用一般事務用品等
	旅費交通費	・招聘タレント交通費等
	燃料費	・発電機燃料費等
その他	・事業実施に直接必要な経費として会長が認めるもの	

補助対象外経費	主催者の人件費、飲食に係る経費（食材費も含む。但し、会議の際提供するお茶代若しくは当日の熱中症対策に要する必要最低限のものは可）、団体管理運営費、事務所維持費（生活雑費、医薬品、光熱水費、電話代等を含む。）、航空・列車・船舶運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金等）、印紙代、振込手数料、交際費・接待費、手土産代、打ち上げ費、備品等購入費 等
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------